

## ふじえだゼロから農業エントリー制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、農業経験のない者などが自給自足又は生きがいを目的として耕作を行うことを支援するため、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地を耕作する権利の取得等について定め、もって本市農業の振興並びに耕作放棄地の解消及び発生防止により農地の有効活用を図ることを目的とする。

### (対象となる者)

第2条 この要綱によって農地の権利を取得できる者（ふじえだゼロから農業エントリー制度認定者。以下「エントリー認定者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすと認められる者をいう。

- (1) 自給自足又は生きがいを目的として耕作を行う者
- (2) 耕作の権利を有する農地の全てを効率的かつ適正に使用して耕作できる者
- (3) 耕作に必要な農作業に常時従事できる者
- (4) 地域や他の農業者と適切な関係を保ち耕作を行うことができる者

### (認定申請書の提出)

第3条 エントリー認定者になろうとする者（以下「申請者」という。）は、ふじえだゼロから農業エントリー制度認定申請書（第1号様式）を農業委員会会長（以下「会長」という。）に提出し、会長の認定を受けるものとする。

2 申請者が市外居住者の場合は、前項の申請書に住民票の写しを添付しなければならない。

### (認定)

第4条 会長は、前条の申請があった場合には、遅滞なくこれを審査し、申請者が耕作を希望する地区を担当する農業委員及び農地利用最適化推進委員と協議の上、認定の可否について決定する。

2 前項の審査において、会長が必要と認める場合は、申請者を農業委員会総会に出席させ申請内容等について説明を求めることができる。

3 第1項の規定による審査の結果についてはふじえだゼロから農業エントリー制度認定審査結果通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

### (権利の取得)

第5条 前条の規定により認定を受けたエントリー認定者は、次の各号に掲げる条件において、耕作の権利を取得することができる。

- (1) 農地法第3条第3項に基づく許可を受けること。

(2) 権利を取得できる農地は、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき農業委員会が別段の面積を設定した区域内にあること。

(3) 取得できる権利は使用貸借権とし、設定期間は 3 年を上限とすること。

2 前項の規定により権利を取得できる農地の面積は、別表に掲げる面積とする。

（農業委員会の責務）

第 6 条 農業委員会は、エントリー認定者に対し、指導、助言等を行い、適切に耕作が行われるよう努めなければならない。

（耕作状況の確認）

第 7 条 農業委員会は、エントリー認定者が耕作の権利を取得した農地について随時現地確認を行い、農地法第 32 条第 1 項各号に該当する場合及びその他適切な利用がされていないと認められる場合には、指導又は助言を行うものとする。

（認定の取消し）

第 8 条 エントリー認定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとする。

(1) 農地法第 3 条の 2 に基づく勧告又は許可の取消しがあった場合

(2) 前号以外の場合であって、権利を有する農地の耕作状況等から判断して第 2 条各号の要件を満たさないと判断できる場合

（他法令との整合）

第 9 条 エントリー認定者は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項第 2 号に規定する農業を営む者には含まれないものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めのない事項は、農地法の規定を適用する。

附 則

この告示は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第5条第2項関係）

要件	権利取得可能面積
農作業の経験のない者	0.6アール以下
農作業の経験はないが現に営農している者の指導を受けることができる場合	1アール以下
申請の日から5年以内に3年未満の農作業の経験（家庭菜園及び市民農園等での経験を含む。）がある者	1アール以下
申請の日から5年以内に3年以上の農作業の経験（家庭菜園及び市民農園等での経験を含む。）がある者	10アール以下